

# 18歳から“大人”

2022年4月1日から民法の一部を改正する法律が施行され、成年年齢が18歳になりました。

## 成年年齢引下げで 変わること・注意すること



### 18歳からできること

- 一人で有効な契約をする。  
例 携帯電話を契約する、ローンを組む、一人暮らしの部屋を借りる など
- 10年有効のパスポートを取得する。
- 公認会計士や司法書士などの国家資格を取得する。
- 結婚  
女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に。
- 性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受ける。

### 20歳にならないと できないこと

- 飲酒をする。
- 喫煙をする。
- 競馬、競輪、オートレース、競艇の投票権(馬券など)を買う。
- 養子を迎える。

自分で決められることが  
増えた分、自分の決定に  
責任があるんだね！



成年年齢を18歳に引き下げることは、18歳、19歳の若者の自己決定権を尊重するものであり、その積極的な社会参加が期待されます。



### 18歳から 注意しないといけないこと

成年に達すると、一人で有効な契約ができるようになりますが、  
**未成年者取消権は行使できなくなります。**

#### ⚠️ 契約内容をしっかり確認!



成年になると、原則として一方的に契約をやめることはできません。

契約や買い物をするときは、事前に契約内容や条件をしっかりと確認しましょう。

#### ⚠️ 怪しい話ははっきり断る!



「実際に稼いだ」・「簡単にもうかる」・「すぐに元がとれる」など、うまい話には要注意。

おかしい、怪しいと思ったら、はっきりと契約を断りましょう。

#### 困ったときは相談窓口へ

- 奈良県消費生活センター  
☎ 0742-36-0931 JR奈良駅西側シルキア奈良2F
- 奈良県消費生活センター 中南和相談所  
☎ 0745-22-0931 大和高田市市民交流センター
- \* 受付：月～金 9:00～16:30(祝日・年末年始は除く)



奈良県消費生活センターWebサイト

#### 全国共通の相談窓口

消費者トラブルに巻き込まれた場合や困ったことが起きてしまった場合の相談窓口として、消費者ホットライン「☎188(いやや)!!」が設置されています。

困ったときは「消費者ホットライン」



# 社会への扉

契約編

2022年（令和4年）4月1日から民法の一部を改正する法律が施行され、**一人で有効な契約をすることができる年齢が20歳から18歳に引き下げられました。**  
この成年年齢引下げの動きを踏まえて作成された『社会への扉』を参考に、クイズで「契約」について確認してみましょう！

## Q1 店で買い物をするとき、契約が成立するのはいつ？

- ① 商品を受け取ったとき。
- ② 代金を払ったとき。
- ③ 店員が「はい、かしこまりました」と言ったとき。



## Q2 店で商品を買ったが、使う前に不要になった。解約できる？

- ① 解約できない。
- ② レシートがあり1週間以内なら解約できる。
- ③ 商品を開封していなければ解約できる。



## Q3 17歳の高校生が、保護者に内緒で10万円の化粧品セットを契約した。この契約は取り消せる？

- ① 取り消すことはできない。
- ② 未成年者取消しができる。
- ③ 保護者が取り消しを求めたときのみ、未成年者取消しができる。



## Q4 街で呼び止められ、展示会場に行ったら勧誘され、断れなくて10万円の絵画を契約してしまった。この契約をクーリング・オフすることはできる？

- ① 事業者がウソを言って勧誘した場合は、クーリング・オフできる。
- ② 絵画を飾るなど、商品を使用していないければ、クーリング・オフできる。
- ③ 契約してから8日間であれば、クーリング・オフできる。



## Q5 消費生活について相談したいときにかける電話番号は？

- ① 消費者ホットライン118番
- ② 消費者ホットライン188番
- ③ 消費者ホットライン189番



# クイズの解答とポイント解説

## A1 ③ 店員が「はい、かしこまりました」と言ったとき。

● 消費者と事業者とが、お互いに契約内容（商品の内容・価格・引き渡し時期等）について合意をすれば契約は成立する。つまり、口約束でも契約は成立する。契約書や印鑑・サインは証拠を残すためのもの。

## A2 ① 解約できない。

- 契約は「法的な責任が生じる約束」なので拘束力がある。
- レシートがあっても、開封していないくても、原則は解約はできない。  
\* 事業者が一定の条件を設けて、サービスとして返品や交換に応じてくれる場合もある。

## A3 ② 未成年者取消しができる。

- 社会経験の少ない未成年者が法定代理人（親権者などの保護者）の同意を得ずに契約した場合、契約を取り消すことができる。
- 取消しにより、未成年者は受け取った商品があれば事業者へ返品し、支払った代金があれば返金される。
- 未成年者取消しは、未成年者自身からでも、法定代理人からでもできる。  
\* ただし、小遣いの範囲の少額な契約、結婚をしている者、成人であると積極的にウソをついたり、法定代理人の同意があるとウソをついたりした場合は、未成年者取消しができない。

## A4 ③ 契約してから8日間であれば、クーリング・オフできる。

- 「契約は守らなければならない」のが原則だが、消費者トラブルになりやすい取引については、契約をやめることができる特別な制度としてクーリング・オフがある（特定商取引法）。  
\* 「高い」、「家族に反対された」、「思っていたのと違う」等の理由は必要ない。
- クーリング・オフをすると、消費者は受け取った商品を事業者へ返品し、支払った代金は全額返金される。
- 詳しくは国民生活センター クーリング・オフ

## A5 ② 消費者ホットライン188番

土日祝も  
つながります

消費生活センターはこんな所です



相談は  
無料

- 国家資格を持った消費生活相談員やそれに準じた専門知識・技術を持った人が対応します。
- 消費者関連の法律に基づき、解決のためのアドバイスをしたり、必要に応じて事業者との間に入ってあっせん（解決のための交渉のお手伝い）を行ったりして被害の回復を図ります。
- 守秘義務があるので、伺った情報はしっかり守られます。外には漏れません。



「社会への扉」には、「契約」以外にもお金や暮らしの安全に関するクイズやワークが収録されています。  
右のQRコードや「社会への扉」で検索してみてください。



このリーフレットは、消費者庁作成『社会への扉』をもとに作成しました。